行政書士法コンメンタール新9版 お詫びと訂正

本書新9版刊行に際し、重大なミスがございました。お詫び申し上げます。 新9版の中心になりました「相続の登記申請代理」につき、記載の間違いがございました。 下記に修正箇所を記しますのでご確認ください。

## 〈修正箇所一覧〉

- ① 帯 誤「相続にかかる登記申請代理」も法定業務へ 正「相続情報証明の登記所申請代理」も業務へ
- ② ⅲ頁本文11行目
  - 誤 (行)政書士職は、司法書士等と並んで、"相続にかかる登記申請代理"を法定 業務・・・
  - 正 (行) 政書士職は、司法書士等と並んで、共同"相続情報の登記所証明申請代理"を法令業務・・・

## ③ 30頁20行目

- 誤 相続手続としての「法定相続情報一覧図」および登記の申請代理は、司法書士・ 弁護士と並んで、行政書士の共同業務と規定されるにいたっている(同条2項 2号、戸籍法10条の2第3項。法定の他士業者とともに)。
- 正 共同相続の証明手続である「法定相続情報一覧図」の登記所保管・写し交付申請の代理が、行政書士の共同業務と規定されている(同条2項2号。戸籍法10条の2第3項で法定の他士業者とともに)。
- ④ 31 頁 9 行目~10 行目
  - 誤 (とくに相続手続き以外の登記申請書)
  - 正 (とくに登記申請書)
- ⑤ 37頁12行目
  - 誤 ①相続以外の登記や・・
  - 正 ①登記や・・・